



国連総会

Distr.:(国連総会第一委員会)

(05/08/2025)

Language:日本語

Agenda item (生成AIおよび軍事用AIの規制と責任の所在あ)

sponsors:Austria, Estonia, Finland, France, Iran, Italy,Latvia,Lithuania, Poland, Slovakia,Ukraine

国連総会は、

前文 (Preambulatory Clauses)

- ・AIの進展は新たな可能性を与えると同時に雇用の機会が失われる可能性があることを認識し
- ・生成AIの技術向上や活用を促進しつつも、その弊害に対し適切に対処していく必要性を認識し、
- ・AIの社会的信頼を構築するには透明性、安全性、公平性の確保であることを認識し、
- ・AIが社会に与える影響やリスクを最小限に抑え、社会にとって有益に活用されるための原則を設けるべきだと思い、
- ・AIによってサイバー攻撃、差別や人権侵害が引き起こされていることを残念に思い、
- ・無意識の偏見がAIの性能を低下させ、社会に重大な損害を与える可能性があることを認識し、
- ・多様な背景を尊重し社会に反映することの重要性を信じ、
- ・新たに、または既にAIを利用する企業のサポートを行うことを重要視し、
- ・AIの過度な規定が途上国などのイノベーションを阻害する可能性を懸念し、
- ・**致死性自律兵器システム(LAWS)に関する倫理的制約**について、特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)内でなされた議論と合意を想起し、
- ・特にAIを用いた兵器システムにおいて、人間による意味ある関与 (Meaningful Human Control) を維持する必要性を強調し、
- ・責任あるイノベーションを促進し、人権を保護するEUのAI法を認識し、
- ・小規模国家が世界的なAI開発に平等に参加するためには、支援的な枠組みが必要であることに留意し、
- ・人間の介入なく稼働する完全自律型LAWSがもたらす潜在的な不安定化効果に警鐘を鳴らし、グローバルな

平和と包摂性を確保するために、責任あるAIのイノベーションを可能にしつつ、明確な境界を設けることの重要性を再確認し、

・AI兵器によって意図せず引き起こされた被害や誤作動による損害についての法的および倫理的責任は、それを配備または運用した国家、および開発者にあるべきであることを強調し、これは国際人道法に従うものであるとし、

・世界的な合意の欠如によってAI兵器が乱用される可能性を遺憾に思い、

・攻撃目的でAI兵器を使用することは、人々に壊滅的な脅威をもたらす可能性があるということを不安に思い、

実施条項 (Operative Clauses)

1. 生成AIおよび汎用AIに関する倫理原則と使用基準を定めた国内法の整備を促す
2. 国連の下にAIに関する専門機関の設置を国連に要請する ;
 - a. 国連人工知能専門機関 (UNSAPI) をオーストリアのウィーンに設置する ;
 - b. 専門家によるAIの国際的評価 ;
 - c. 2年に1回の会議の開催
 - d. ガイドラインの作成
 - e. AIの使用状況や安全管理に関する報告書の提出
3. 各国に対し、企業が生成AIの透明性・安全性・公平性に関するガイドラインを策定するように促す
4. AIが個人情報を取り扱う際に、データの収集・保存・利用に関する厳格な法的枠組みを導入し、利用者のプライバシー権を確実に保護することを促す ;
5. 各国に対し、AIの開発者がAIの意思決定過程および出力の根拠を利用者が理解できる形で開示するように要請する
6. 国家間の犯罪が発生した際、犯罪捜査の支援および協力を国際刑事警察機構 (INTERPOL) の加盟国に促す ;
7. 各国に対し、AIの利用において差別的表現や人権侵害を受けたと感じた利用者が開発企業に報告できる制度を整備するように促す
8. 明らかに人々の身体的、心理的に支障をきたすAIの利用禁止を各国に要請する
9. 各国に対し、企業がAIの意思決定ログの記録および保存を義務化するように促す
10. 致死性自律兵器システム (LAWS) に関する規制を交渉するための中核的な場として、引き続きCCWを支持し、その活用を呼びかける ;
11. 各国に対し、特に生死に関わる判断において、半自律型兵器システムの配備時には意味ある人間の関与を確保することを強く求める ;
12. EUのAI法を確認し、加盟国・非加盟国を問わず、人間中心かつ安全なAI利用のために同様の基準を採用するよう奨励する ;
13. 小国が責任あるAI技術を開発できるよう、財政的・技術的・教育的な国際協力メカニズムを求める ;
14. 人間による監視がない完全自律型LAWSの開発・配備・移転を、世界的に禁止することを要請する ;

15. イノベーションと実効的な制限を両立させる枠組みを共同で開発することを各国に奨励し、AIが平和と共通の進歩のための手段であり続けることを確保する；
16. 自律型または半自律型AI兵器によって引き起こされた損害については、その誤作動や技術的失敗の性質に関わらず、当該システムを配備または運用した国家が法的・倫理的責任を負うべきであることを強調する；
17. 各国に対し、AI兵器の使用を規制・監視する国際的な監視機関の設立を奨励する；